

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は被害者の人格や尊厳を侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、平成 29 年 6 月、110 年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年 7 月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に変更された。懲役の下限が 3 年から 5 年に引き上げられ、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、2019 年には性犯罪の裁判で被害者の同意がないとされながらも、抗拒不能な状態でなかったとして無罪判決が続き、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。被害者は明確な形で抵抗できない場合もある為、多くの欧米諸国では、同意のない性交はすべてレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定改正が行われている。

全国のワンストップ支援センターに寄せられた令和 2 年度の相談件数は前年度比 23.6%増の 5 万 1,141 件。沖縄県内では 2,835 件で、開設した平成 26 年度からの 6 年間で 6 倍強も増加している。

よって、本村議会は、国会及び政府におかれては、被害者の視点に立ったより良い制度を実現する為、性犯罪に関する刑法改正の議論の充実とともに、下記の事項について見直すよう強く要望する。

記

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰すること
- 2 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること
- 3 性犯罪に関する公訴時効を撤廃または停止すること
- 4 これまでに不起訴処分とされた事案に対し、過去に遡って再捜査を可能にすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 22 日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 法務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣 内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 国家公安委員会委員長